

平成21年度 第1回

芦屋市国民健康保険運営協議会

日時：平成21年8月6日（木） 午後2時～

場所：芦屋市役所 北館4階 教育委員会室

目 次

議案第1号

出産育児一時金について

議案第2号

延滞金の軽減について

報告第1号

平成20年度国民健康保険事業報告

報告第2号

平成21年度保険料の賦課状況

その他

芦屋市国民健康保険運営協議会委員名簿

議案第1号

出産育児一時金について

出産育児一時金について

政府から緊急の少子化対策として平成21年10月より、当面（22年度末まで）の暫定措置として、全国一律に支給額を4万円引き上げることが示され、出産育児一時金の額を定めている健康保険法施行令の改正が行われました。

出産育児一時金については、任意給付とされており、各保険者が任意に給付内容及び給付額を定めることになっていますが、本市においても分娩費用の実態に鑑み、実態との乖離を解消するとともに、少子化対策の充実を図るため、出産育児一時金を引き上げる。

【現 行】

出産育児一時金	350,000円
産科医療補償制度による医療機関で出産の場合	30,000円加算
合 計	380,000円

【改 正 案】

出産育児一時金	390,000円
産科医療補償制度による医療機関で出産の場合	30,000円加算
合 計	420,000円

※ 資 料

分娩費

市立芦屋病院（産科医療補償金含む）
兵庫県内の平均

約380,000円
約430,000円

出産育児一時金の変遷

昭和34年 4月	助産費 育児手当	1,500円 生後6か月間 1か月200円
昭和38年10月	助産費 育児手当	2,000円 1件 2,000円
昭和44年 4月	育児手当を廃止し、助産費に統合 助産費	10,000円
昭和49年 4月	助産費	20,000円
昭和50年 7月	助産費	40,000円
昭和52年10月	助産費	60,000円
昭和57年 3月	助産費	100,000円
昭和61年 3月	助産費	130,000円
平成 4年 4月	助産費	240,000円
平成 6年10月	助産費を出産育児一時金へ名称変更 出産育児一時金	300,000円
平成18年10月	出産育児一時金	350,000円
平成21年 1月	出産育児一時金 産科医療補償制度（30,000円加算）	350,000円 380,000円

現在の予算措置

$(1\text{件}38\text{万円}) \times 140\text{件} = 5,320\text{万円}$

給付金額引上げに伴う予算措置

$(1\text{件}38\text{万円}) \times 70\text{件} + (1\text{件}42\text{万円}) \times 70\text{件} = 5,600\text{万円}$

9月市議会において、補正予算を上程する必要があります。
財源については、半分が国からの補助と残り半分は一般会計からの繰入です。

出産育児一時金の支給実績

年度	件数	金額(円)
平成 元	99	12,870,000
2	102	13,260,000
3	97	12,610,000
4	95	22,360,000
5	112	26,880,000
6	91	24,240,000
7	75	22,500,000
8	93	27,900,000
9	80	24,000,000
10	91	27,300,000
11	96	28,800,000
12	100	30,000,000
13	113	33,900,000
14	119	35,700,000
15	117	35,100,000
16	122	36,600,000
17	97	29,100,000
18	133	42,900,000
19	135	47,200,000
20	102	36,030,000

出生数の推移

年度	件数
平成 元	862
2	824
3	897
4	816
5	846
6	796
7	575
8	663
9	642
10	709
11	712
12	801
13	828
14	833
15	817
16	830
17	799
18	874
19	894
20	818

事 務 連 絡
平成 2 1 年 5 月 2 2 日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課
企画法令係

国民健康保険条例参考例の一部を改正する条例参考例の送付について

各市町村における国民健康保険条例の策定の参考に供するため、国民健康保険条例参考例の一部を改正する条例参考例（平成 2 1 年 2 月 1 2 日）により国民健康保険条例参考例を示しているところですが、今般、別添のとおり、その一部を改正する条例参考例を作成しましたので、ご活用ください。

国民健康保険条例参考例の一部を改正する条例参考例

国民健康保険条例参考例の一部を次のように改正する。

第十八条の五の二第二号中「第十八条第一項四号ロ」を「第十八条第一項第四号ロ」に改める。

附則第十九項を削り、附則第九条の次に次の一条を加える。

(平成二十一年十月から平成二十三年三月までの間の出産に係る出産育児一時金に関する経過措置)

第十条 被保険者又は被保険者であった者が平成二十一年十月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に出産したときに支給する出産育児一時金についての第八条の規定の適用については、同条第一項中「三十五万円」とあるのは、「三十九万円」とする。

附 則

この条例は、平成二十一年十月一日から施行する。

議案第2号

延滞金の軽減について

平成21年5月1日、議員提案による「社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」が公布され、平成22年1月1日から施行されます。

改正の法律の趣旨は、現下の厳しい社会情勢にかんがみ、社会保険料等の納付が困難となっている事業主等の経済的負担の軽減に資するため社会保険料等に係る延滞金の割合を納期限から一定期間軽減する措置を講ずるとし、健康保険の保険料などの社会保険の保険料等に係る延滞金について、現行では、年14.6パーセントの割合で徴収しているところ、納期限の翌日から3月を経過するまでの間は、年7.3パーセントの割合で徴収する。なお、当分の間、各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過する時において日本銀行が定める商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合（平成21年は4.5%））が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合とするものです。

この改正により、この度、法律の趣旨を踏まえ同様に取り扱いするものです。

なお、この時期の諮問につきましては、システム等事務作業の準備のため、9月市議会に提案し承認を得るためです。



保国発第 0501001 号
平成 21 年 5 月 1 日

都道府県民生主管部 (局)
国民健康保険主管課 (部) 長 殿

厚生労働省保険局国民健康保険課長



社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を
改正する法律の施行に伴う留意点について

本日、議員提案による「社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」が、平成 21 年法律第 36 号として公布され、平成 22 年 1 月 1 日より施行することとされたところです。

本法律は、別添のとおり、これまで、国税等の延滞税率は一定期間（源泉徴収税の場合、納付告知から 3 か月）軽減される一方、厚生年金保険料等は納期限の翌日から年 14.6%（日歩 4 銭）の割合で計算された延滞金を支払う必要があったところ、現下の厳しい経済社会情勢にかんがみ、厚生年金保険料等の支払に困窮している事業主等に配慮し、国税の例にならい、納期限から 3 か月については、14.6%でなく、「前年の 11 月 30 日において日本銀行が定める基準割引率 + 4%」の割合（平成 21 年は 4.5%）で計算することとするものです。

本法律の対象となるのは、厚生年金保険料、健康保険料、児童手当拠出金、船員保険料、公務員共済の保険料、労働保険料等であり、国民健康保険料については、条例で延滞金の取扱いを定めていることから対象となっていませんが、社会保険料全般が同様の取扱いとなることを踏まえ、国民健康保険料について従前の厚生年金保険料等と同じく延滞金の軽減措置を設けていない保険者については、本法律の趣旨を踏まえ同様の取扱いを行うよう、貴管内保険者に対する周知等につき特段の御配慮をお願いいたします。

なお、本法律の施行にあわせ、国民健康保険組規約例（昭和 34 年保発第 13 号）については、追って改正案を通知する予定であるので申し添えます。

社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための 厚生年金保険法等の一部を改正する法律案

1. 法案の趣旨

(1) 現行の取扱い

事業主は、毎月の厚生年金保険料を翌月末までに納付することとなっている。

保険料を納期限までに納付しない事業主については、社会保険事務所から督促状が送付される。督促状の指定した期限（納期限から約3週間後）までに納付しない場合には、保険料額につき年14.6%（日歩4銭）の割合で納期限の翌日から納付の前日までの日数によって計算された延滞金を支払わなければならない。

一方、国税の延滞税の利率は、一定期間（源泉徴収税の場合、納付告知から3ヶ月）の日数については軽減されている。

(2) 改正の内容

現下の厳しい経済社会情勢に影響を受け、厚生年金保険料等の支払いに困窮している事業主等に配慮し、納期限から一定期間の日数については、延滞金利率を軽減する。

2. 法案の具体的内容

(1) 軽減利率と軽減割合

国税徴収の例にならい、納期限から3ヶ月については、14.6%でなく、「前年の11月30日において日本銀行が定める基準割引率+4%」の割合（平成21年は4.5%）で計算する。

(2) 延滞金利率を軽減する保険料の範囲

広く事業主が負担・納付義務を負っている点で厚生年金保険料と同趣旨である、健康保険料、児童手当の拠出金、船員保険料、公務員共済の保険料、労働保険料等とする。

なお、労働保険料については、年1回の徴収であることや、申告方式であることに鑑み、軽減する期間は2ヶ月とする。

(3) 施行日 平成22年1月1日

社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案要綱

第一 社会保険の保険料等に係る延滞金の軽減（第一条から第十三条まで関係）

一 納期限又は納付期限から一定の期間を経過するまでの間の延滞金の割合の軽減

第二に掲げる保険料、掛金その他の徴収金（以下「保険料等」という。）に係る延滞金について、現行では、年十四・六パーセントの割合で徴収しているところ、納期限又は納付期限の翌日から三月（第二の13から15までに掲げる保険料等にあつては、二月）を経過する日までの間は、年七・三パーセントの割合で徴収することとする。

二 延滞金の割合の特例

一の延滞金の年七・三パーセントの割合は、当分の間、一にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の十一月三十日を経過する時において日本銀行が定める商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合とすること。

第二 延滞金の軽減措置を講ずる保険料等

保険料等とは、次に掲げるものをいうこと。

- 1 厚生年金保険の保険料並びに厚生年金基金の掛金及び厚生年金保険法第四百一条第一項の規定による徴収金（確定給付企業年金法の規定により企業年金基金が厚生年金基金とみなされて徴収する場合を含む。）（厚生年金保険法第八十七条第一項、第四百一条第一項及び附則第十七条の十四並びに確定給付企業年金法第一百二十二条第六項関係）
- 2 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の規定による特例納付保険料、未納掛金に相当する額及び特例掛金（同法第二条第八項、第五条第八項及び第八条第八項関係）
- 3 児童手当法の規定による拠出金（同法第二十二條第一項関係）
- 4 国民年金の保険料及び国民年金基金の掛金（国民年金法第九十七条第一項、第三百二十四条の二第一項及び附則第九条の二の五関係）
- 5 日本郵政共済組合に払い込むべき掛金及び負担金（国家公務員共済組合法附則第二十条の九第四項及び第五項関係）
- 6 地方団体関係団体が納付すべき掛金及び負担金（地方公務員等共済組合法第四百四十四条の十三第三

項及び附則第三十四条の二関係)

- 7 私立学校教職員共済法の規定による掛金(同法第三十条第三項及び附則第三十五項関係)
- 8 石炭鉱業年金基金の掛金(石炭鉱業年金基金法第二十二条第一項関係)
- 9 旧農林漁業団体等に係る特例業務負担金(厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第五十七条第四項関係)
- 10 農業者年金の保険料(独立行政法人農業者年金基金法第五十六条第一項及び附則第三条の二関係)
- 11 健康保険の保険料(健康保険法第八十一条第一項及び附則第九条関係)
- 12 船員保険の保険料(船員保険法第一百三十三条第一項及び附則第十条関係)
- 13 労働保険料(労働保険の保険料の徴収等に関する法律第二十七条第一項及び附則第十二条関係)
- 14 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の規定による特別保険料(同法第十九条第三項関係)
- 15 石綿による健康被害の救済に関する法律の規定による一般拠出金(同法第三十八条第一項関係)

第三 施行期日等

一 施行期日

この法律は、一部を除き、平成二十二年一月一日から施行すること。（附則第一条関係）

二 適用区分

第一の延滞金の軽減措置は、この法律の施行の日以後に納期限又は納付期限の到来する保険料等に係る延滞金について適用し、同日前に納期限又は納付期限の到来する保険料等に係る延滞金については、なお従前の例によるものとする。（附則第二条関係）

三 その他

その他関係法律について、所要の改正を行うこと。（附則第三条から附則第七条まで関係）

報告第1号

平成20年度国民健康保険事業報告

保 険 医 療 助 成 課

1 国民健康保険

(1) 国民健康保険運営協議会

ア 委員 (H21. 3. 31現在, 各代表50音順)

◎ 会長

○ 会長代行

被保険者代表委員	医療機関代表委員	公益代表委員	被用者保険等代表委員
武田 雄三	大森 伸宏	重村 啓二郎	岸本 豊
中村 厚子	鈴木 紀元	長野 良三	木村 美保
林 睦子	仁科 睦美	○ 花岡 啓一	
藤田 芳子	若林 益郎	◎ 平馬 忠雄	

イ 協議会開催回数 2回

(2) 国民健康保険加入状況

ア 年間平均加入状況

区 分	世 帯 数			被 保 険 者 数				
	一 般	退 職	合 計	一 般 (老健除く)	老 健	退 職	合 計	
20 年 度	3～2月 ベース	(世帯) 13,544	(世帯) 921	(世帯) 14,465	(人) 21,960	(人) 680	(人) 1,819	(人) 24,459
	4～3月 ベース	13,373	693	14,066	22,426	—	1,356	23,782
19 年 度	3～2月 ベース	15,326	3,399	18,725	16,866	8,042	6,860	31,768
	4～3月 ベース	15,326	3,415	18,741	16,836	8,047	6,890	31,773
前年度比	87.3%	20.3%	75.1%	133.2%	—	19.7%	74.8%	

※前年度比は4～3月ベースの数値を用いています。

イ 加入率 (H21. 3. 31現在)

区 分	世 帯 数			人 数		
	全 市	国 保	加入率	全 市	国 保	加入率
	(世帯)	(世帯)	%	(人)	(人)	%
20年度	41,422	13,977	33.7	93,217	23,548	25.3
19年度	40,893	18,758	45.9	92,484	31,673	34.2
前年度比	101.3%	74.5%		100.8%	74.3%	

(3) 保険給付

ア 一般被保険者分（3月～2月ベース、平均被保険者数（老人保健を除く） 21,960人）

(7) 医療給付の状況

区 分	件 数	費 用 額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付	347,331	6,165,337,115	4,501,641,516	1,371,276,140	292,419,459
療養費等	14,438	125,714,296	91,233,877	28,643,359	5,837,060
合 計	361,769	6,291,051,411	4,592,875,393	1,399,919,499	298,256,519
19年度合計	234,198	3,865,519,173	2,862,078,523	859,494,648	143,946,002
前年度比	154.5%	162.7%	160.5%	162.9%	207.2%

※療養の給付には、食料の差額を含みます。

(4) 療養の給付内訳

(注) 一人当たり＝一般被保険者一人当たりのこと

区 分	件 数	日 数	費 用 額	一人当たり 件 数	一人当たり 日 数	一人当たり 費 用 額
	件	日	円	件	日	円
入 院	4,337	66,325	1,914,432,910	0.20	3.02	87,178
入 院 外	190,611	337,945	2,458,872,927	8.68	15.39	111,971
歯 科	45,947	96,433	604,816,460	2.09	4.39	27,542
小 計	240,895	500,703	4,978,122,297	10.97	22.80	226,691
調 剤	106,284		1,060,967,050	4.84		48,314
食事療養			113,974,518			5,190
訪問看護	152	1,136	12,273,250	0.01	0.05	559
合 計	347,331	501,839	6,165,337,115	15.82	22.85	280,754
19年度小計	156,021	334,864	3,053,510,441	9.26	19.85	181,046
19年度合計	223,938	335,296	3,777,419,749	13.28	19.88	223,967
前年度小計	154.4%	149.5%	163.0%	118.5%	114.9%	125.2%
前年度合計	155.1%	149.7%	163.2%	119.1%	114.9%	125.4%

(5) 高額療養費の状況

区 分	件 数	高額療養費	一件当たり 費 用 額
	件	円	円
合算分	多数該当	236	11,128,459
	その他	2,369	25,893,718
単独分	多数該当分	561	45,201,548
	長期疾病分	710	70,752,471
	入院分	1,671	170,640,491
	その他	221	7,995,210
	他法併用分	2,011	68,987,788
現物給付分（再掲）	4,509	329,187,167	73,007
合 計	7,779	400,599,685	51,498
19年度合計	3,710	242,541,695	65,375
前年度比	209.7%	165.2%	78.8%

イ 退職被保険者等分（3月～2月ベース、平均被保険者数 1,819人）

(7) 医療給付の状況

区 分	件 数	費 用 額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付	35,156	714,564,889	514,365,118	179,208,075	20,991,696
療養費等	2,292	21,002,066	15,320,824	5,106,837	574,405
合 計	37,448	735,566,955	529,685,942	184,314,912	21,566,101
19年度合計	151,456	2,815,319,177	2,143,812,020	620,211,134	51,296,023
前年度比	24.7%	26.1%	24.7%	29.7%	42.0%

※療養の給付には、食事料の差額を含みます。

(i) 療養の給付内訳

(注) 一人当たり＝退職被保険者一人当たりのこと

区 分	件 数	日 数	費 用 額	一人当たり 件 数	一人当たり 日 数	一人当たり 費 用 額	
	件	日	円	件	日	円	
入 院	442	7,478	249,538,410	0.24	4.11	137,184	
入院外	21,199	37,269	298,807,225	11.65	20.49	164,270	
歯 科	3,936	8,579	52,551,370	2.16	4.72	28,890	
小 計	25,577	53,326	600,897,005	14.05	29.32	330,344	
調 剤	9,573		100,034,360	5.26		54,994	
食事療養			13,403,174			7,368	
訪問看護	6	21	230,350	0.00	0.01	127	
合 計	35,156	53,347	714,564,889	19.31	29.33	392,833	
19 年度	小計	103,667	212,971	2,279,249,948	15.11	31.05	332,252
	合計	146,824	213,155	2,771,226,532	21.40	31.07	403,969
前年 度比	小計	24.7%	25.0%	26.4%	93.0%	94.4%	99.4%
	合計	23.9%	25.0%	25.8%	90.2%	94.4%	97.2%

(ii) 高額療養費の状況

区 分	件 数	高額療養費	一件当たり 費 用 額	
	件	円	円	
合算分	多数該当	78	3,313,122	42,476
	その他	451	7,007,484	15,538
単独分	多数該当分	141	9,459,167	67,086
	長期疾病分	52	7,148,927	137,479
	入院分	264	30,662,798	116,147
	その他	54	3,398,954	62,944
	他法併用分	—	—	—
現物給付分（再掲）	409	42,643,987	104,264	
合 計	1,040	60,990,452	58,645	
19年度合計	2,886	151,240,176	52,405	
前年度比	36.0%	40.3%	111.9%	

ウ 任意給付費の状況

区 分	件 数(件)	給付額(円)
出産育児一時金(1件35万円)	102	36,030,000
葬祭費(1件5万円)	170	8,500,000
そ の 他	2,820	3,876,860
合 計	3,092	48,406,860
19年度合計	3,557	79,486,229
前年度比	86.9%	60.9%

※平成21年1月1日以降、産科医療補償制度加入医療機関での分娩は1件38万円

(4) 保健事業

ア 特定健康診査

(7) 40歳～64歳(集団健診)

実施日 平成20年6月13日～12月13日までの間の30日間

実施場所 保健センター他10か所

(4) 65歳～74歳(個別健診)

実施日 平成20年6月1日～12月31日

実施場所 市内指定医療機関

(5) 人間ドック・健康チェック

実施日 平成20年4月1日～平成21年3月31日

実施場所 人間ドック 市立芦屋病院

健康チェック 保健センター

区 分	対 象 者 数	受 診 者 数	受 診 率
集団健診	16,060人	1,500人	9.3%
個別健診		2,754人	17.1%
人間ドック等		602人	3.7%
合 計	16,060人	4,856人	30.2%

イ 特定保健指導(平成20年度特定健康診査の実施分)

区 分	対 象 者 数	実 施 者 数	利 用 率
動機付け支援	492人	146人	29.7%
積極的支援	121人	25人	20.7%
合 計	613人	171人	27.9%

(5) 保険料

ア 賦課割合及び料率等

(7) 医療給付費分

区分	賦課割合		賦課標準	料率		前年度比
	20年度	19年度		20年度	19年度	
所得割	50%	50%	前年の基準総所得金額	5.1%	6.5%	△1.4%
均等割	35%	35%	一人につき	27,360円	33,120円	△5,760円
平等割	15%	15%	一世帯につき	19,680円	23,280円	△3,600円

(i) 後期高齢者支援金等分

区分	賦課割合		賦課標準	料率		前年度比
	20年度	19年度		20年度	19年度	
所得割	50%		前年の基準総所得金額	1.6%		皆増
均等割	35%		一人につき	8,040円		皆増
平等割	15%		一世帯につき	5,760円		皆増

(ii) 介護納付金分

区分	賦課割合		賦課標準	料率		前年度比
	20年度	19年度		20年度	19年度	
所得割	50%	50%	前年の基準総所得金額	1.7%	1.9%	△0.2%
均等割	35%	35%	一人につき	8,880円	9,840円	△960円
平等割	15%	15%	一世帯につき	4,800円	5,400円	△600円

イ 調定状況

()は再掲

区分			調定額 (A) 円	世帯数 (B) 世帯	被保険者数 (C) 人	一世帯当たり 保険料 (A/B) 円	一人当たり 保険料 (A/C) 円
医療給付費分	一般被 保険者	現年度分	1,590,340,971	13,373	22,426	118,922	70,915
		滞納繰越分	560,520,594				
	退職被 保険者	現年度分	127,777,859	693	1,356	184,384	94,231
		滞納繰越分	38,245,347				
後期 高齢者 支援金等分	一般被 保険者	現年度分	458,590,693	(13,373)	(22,426)	34,292	20,449
		滞納繰越分					
	退職被 保険者	現年度分	37,313,737	(693)	(1,356)	53,844	27,518
		滞納繰越分					
介護納付金分	一般被 保険者	現年度分	170,061,719	(6,146)	(7,454)	27,670	22,815
		滞納繰越分	69,452,051				
	退職被 保険者	現年度分	35,522,181	(766)	(1,220)	46,374	29,117
		滞納繰越分	4,947,301				
合計	現年度分	2,419,607,160	14,066	23,782	172,018	101,741	
	滞納繰越分	673,165,293					
	合計	3,092,772,453					
19年度	現年度分	2,991,771,745	18,741	31,773	159,638	94,161	
	滞納繰越分	650,673,604					
	合計	3,642,445,349					
前年度比	現年度分	80.9%	75.1%	74.8%	107.8%	108.1%	
	滞納繰越分	103.5%					
	合計	84.9%					

※介護納付金分の退職世帯には、40～64歳の被保険者全員が退職被保険者であれば当該世帯をすべて計上。

ウ 低所得世帯保険料軽減状況

(7) 医療給付費分

区 分	均等割・平等割			所 得 割			軽減額 の合計
	世帯数	被保険者数	軽減額	世帯数	被保険者数	軽減額	
	世帯	人	円	世帯	人	円	円
7割軽減	4,232	6,020	173,595,072	—	—	—	173,595,072
5割軽減	366	981	17,021,520	—	—	—	17,021,520
2割軽減	1,124	2,035	15,559,584	—	—	—	15,559,584
合 計	5,722	9,036	206,176,176	—	—	—	206,176,176
19年度合計	8,659	12,665	372,515,520	3,374	5,990	60,410,467	432,925,987
前年度比	66.1%	71.3%	55.3%	—	—	—	47.6%

※平成20年度から年金軽減廃止

(4) 後期高齢者支援金等分

区 分	均等割・平等割			所 得 割			軽減額 の合計
	世帯数	被保険者数	軽減額	世帯数	被保険者数	軽減額	
7割軽減	4,232	6,020	50,943,984	—	—	—	50,943,984
5割軽減	366	981	4,997,700	—	—	—	4,997,700
2割軽減	1,124	2,035	4,567,128	—	—	—	4,567,128
合 計	5,722	9,036	60,508,812	—	—	—	60,508,812
19年度合計							
前年度比	—	—	—	—	—	—	—

(7) 介護納付金分

区 分	均等割・平等割			所 得 割			軽減額 の合計
	世帯数	被保険者数	軽減額	世帯数	被保険者数	軽減額	
7割軽減	2,105	2,366	21,779,856	—	—	—	21,779,856
5割軽減	269	362	2,252,880	—	—	—	2,252,880
2割軽減	672	816	2,094,336	—	—	—	2,094,336
合 計	3,046	3,544	26,127,072	—	—	—	26,127,072
19年度合計	2,921	3,397	28,420,152	—	—	—	28,420,152
前年度比	104.3%	104.3%	91.9%	—	—	—	91.9%

エ 保険料減免状況

区 分	1号(災害)		2号(所得激減)		3号(その他)		合 計	
	件数	減免額	件数	減免額	件数	減免額	件数	減免額
20年度	3	226,946	353	12,948,891	5	133,959	361	13,309,796
19年度	—	—	335	11,713,533	3	61,509	338	11,775,042
前年度比	皆増	皆増	105.4%	110.5%	166.7%	217.8%	106.8%	113.0%

才 収納状況

区 分		調 定 額 (A) 円	収 納 済 額 (B) 円	還付未済額 (C) 円	収納率 (B-C)/A %	
医療給付費分	一 般 被保険者	現年度分	1,590,340,971	1,443,358,930	183,355	90.75
		滞納繰越分	560,520,594	112,584,422	17,686	20.08
	退 職 被保険者	現年度分	127,777,859	121,792,363	—	95.32
		滞納繰越分	38,245,347	12,291,420	—	32.14
後期高齢者 支援金等分	一 般 被保険者	現年度分	458,590,693	419,261,706	37,758	91.42
		滞納繰越分				
	退 職 被保険者	現年度分	37,313,737	35,746,702	—	95.80
		滞納繰越分				
介護納付金分	一 般 被保険者	現年度分	170,061,719	148,118,012	14,107	87.09
		滞納繰越分	69,452,051	13,730,839	44	19.77
	退 職 被保険者	現年度分	35,522,181	33,903,406	—	95.44
		滞納繰越分	4,947,301	1,653,396	—	33.42
合 計	現年度分	2,419,607,160	2,202,181,119	235,220	91.00	
	滞納繰越分	673,165,293	140,260,077	17,730	20.83	
	合 計	3,092,772,453	2,342,441,196	252,950	75.73	
19年度	現年度分	2,991,771,745	2,766,147,771	415,370	92.44	
	滞納繰越分	650,673,604	146,471,003	102,680	22.49	
	合 計	3,642,445,349	2,912,618,774	518,050	79.95	
前年度比	現年度分	80.9%	79.6%	56.6%	△1.44%	
	滞納繰越分	103.5%	95.8%	17.3%	△1.66%	
	合 計	84.9%	80.4%	48.8%	△4.22%	

(6) 保険財政決算状況

ア 全被保険者分

歳 入		歳 出			
項 目	金 額	項 目	金 額		
保 険 料	円	保 険 総 務 費	円		
	医 療 給 付 費 分		1,690,027,135	140,168,882	
	後 期 高 齢 者 支 援 金 分		455,008,408		
	介 護 納 付 金 分		197,405,653		
小 計	2,342,441,196	療 養 給 付 費	5,021,634,865		
国 庫 支 出 金	事 務 費 国 庫 負 担 金	—	療 養 費	106,897,369	
	療 養 給 付 費 等 負 担 金	1,467,496,430	小 計	5,128,532,234	
	高 額 医 療 費 共 同 事 業 負 担 金	38,046,185	高 額 療 養 費	461,590,137	
	特 定 健 康 診 査 等 負 担 金	4,923,000	高 額 介 護 合 算 療 養 費	—	
	普 通 調 整 交 付 金	36,196,000	移 送 費	—	
	特 別 調 整 交 付 金	10,000,000	任 意 給 付 費	48,406,860	
	特 別 対 策 費 補 助 金	—	審 査 手 数 料	18,606,570	
	小 計	1,556,661,615	小 計	5,657,135,801	
	療 養 給 付 費 交 付 金	718,613,000	後 期 高 齢 者 支 援 金 等	後 期 高 齢 者 支 援 金	880,886,042
前 期 高 齢 者 交 付 金	1,675,416,813	事 務 費 抛 出 金	138,210		
県 支 出 金	高 額 医 療 費 共 同 事 業 負 担 金	38,046,185	小 計	881,024,252	
	特 定 健 康 診 査 等 負 担 金	4,923,000	前 期 高 齢 者 納 付 金	1,059,610	
	普 通 調 整 交 付 金	230,798,000	事 務 費 抛 出 金	126,692	
	特 別 調 整 交 付 金	47,258,000	小 計	1,186,302	
	そ の 他	8,160,000	老 人 保 健 抛 出 金	医 療 費 抛 出 金	265,498,458
	小 計	329,185,185	事 務 費 抛 出 金	2,749,117	
高 額 医 療 費 共 同 事 業 交 付 金	132,654,394	小 計	268,247,575		
保 険 財 政 共 同 安 定 化 事 業 交 付 金	643,268,561	介 護 納 付 金	394,196,113		
繰 入 金	一 般 会 計 繰 入 金	741,974,355	高 額 医 療 費 共 同 事 業 抛 出 金	150,215,533	
	基 金 繰 入 金	—	保 険 財 政 安 定 化 事 業 抛 出 金	671,834,937	
	小 計	741,974,355	保 健 事 業 費	特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	25,551,490
繰 越 金	50,491,503	保 險 事 業 費	15,063,501		
そ の 他 の 収 入	20,560,138	基 金 等 積 立 金	1,487,507		
		公 債 費	—		
		そ の 他 の 支 出	54,985,125		
		繰 上 充 用 金	—		
歳 入 合 計	8,211,266,760	歳 出 合 計	8,261,097,018		
19 年 度 合 計	8,726,464,629	19 年 度 合 計	8,675,973,126		
前 年 度 比	94.1%	前 年 度 比	95.2%		

※歳入歳出差引計 △49,830,258 円

イ 退職被保険者等分(再掲)

歳 入		歳 出		
項 目	金 額	項 目	金 額	
保 険 料	医 療 給 付 費 分	円	円	
	後期高齢者支援金分	134,083,783	療 養 給 付 費	514,533,202
	介 護 納 付 金 分	35,746,702	療 養 費	15,320,824
	小 計	35,556,802	高 額 療 養 費	60,990,452
療 養 給 付 費 交 付 金	411,643,409	高 額 介 護 合 算 療 養 費	—	
療 養 給 付 費 交 付 金 繰 越 額	—	移 送 費	—	
そ の 他 の 収 入	588,033	小 計	590,844,478	
歳 入 合 計	617,618,729	そ の 他 の 支 出	38,202,654	
1 9 年 度 合 計	2,693,841,442	歳 出 合 計	629,047,132	
前 年 度 比	22.9%	1 9 年 度 合 計	2,301,377,139	
		前 年 度 比	27.3%	

※歳入歳出差引計 △11,428,403 円

報告第2号

平成21年度保険料の賦課状況

平成21年度 賦課総額の算定 (条例第9条の3による 医療給付費分)

項 目	平成21年度 料率算定時	平成21年度 当初予算額	平成20年度 決算見込額	単位 千円	対当初増減額
1 負担金	1,103,514	1,161,539	1,371,381		-58,025
(1) 療養給付費等負担金	1,056,482	1,098,327	1,269,530		-41,835
(2) 老健医療費拠出金負担金	7,145	23,385	63,805		-16,190
(3) 高額医療費共同事業負担金	39,877	39,877	38,046		0
2 調整交付金	297,072	343,522	327,443		-46,450
(1) 普通調整交付金(国)	40,754	20,754	49,387		20,000
(2) 県調整交付金	256,318	322,768	278,056		-66,450
3 前期高齢者交付金	2,008,164	1,917,272	1,675,416		90,892
4 退職被保険者等に係る老健拠出金 及び前期高齢者交付金相当額	102,918	102,918	0		0
5 県補助金	48,037	50,977	46,206		-2,040
(1) 高額医療費共同事業負担金	39,877	39,877	38,046		0
(2) 保険事業県補助金	8,160	10,200	8,160		-2,040
6 特定健診国・県負担金	21,738	21,738	9,846		0
7 一般会計繰入金	392,491	390,518	359,065		1,973
(1) 老健安定保険者支援分	30,208	38,933	56,422		-8,725
(2) 出産育児一時金	35,467	35,467	24,020		0
(3) 財政安定化支援事業分	26,230	26,230	26,230		0
(3) その他	300,586	289,888	282,393		10,698
了 保険事業費	46,770	46,770	27,229		0
イ 審査手数料(仕給分)	19,353	19,353	16,225		0
リ 高額療養費	106,376	95,678	106,376		10,698
エ 任意給付費(出産・葬祭)	27,734	27,734	20,510		0
オ 付加給付分(旧結核・精神)	4,800	4,800	3,877		0
カ 財政安定化支援事業調整分	60,542	60,542	32,139		0
キ 地方単独事業に係る国補助削減分	15,011	15,011	29,621		0
ク 市単独事業分(雑費等)	20,000	20,000	16,416		0
8 その他の収入	953,009	945,179	902,558		7,830
(1) 共同事業交付金	830,344	830,344	775,922		0
(2) 基金からの繰入金					0
(3) 財産収入	35	35	60		0
(4) その他の収入	14,800	14,800	13,992		0
(5) 連合会補助金	0	0	0		0
(6) 通年度分保険料収入	100,000	100,000	112,584		0
(7) 通年度分退職者医療交付金	7,830				0
9 前年度からの繰越金(貸借収支)	0	0	0		0
合 計	4,926,943	4,932,763	4,691,915		-5,820

平成21年度 賦課総額の算定 (条例第9条の3による 医療給付費分)

項 目	平成21年度 料率算定時	平成21年度 当初予算額	平成20年度 決算見込額	単位 千円	対当初増減額
1 療養の給付に要する費用(一般分)	5,319,461	5,381,228	4,989,348		-61,567
保険者負担額	4,824,030	4,779,490	4,507,169		44,540
(1) 療養給付費	489,911	87,331	91,577		-87,331
(2) 療養費	5,720	24,496	400,600		0
(3) 高額療養費	0	3,538	1,186		-3,538
(4) 高額介護合算	42,441	90,085	265,498		-47,644
2 前期高齢者交付金事務費拠出金	0	0	0		0
3 老人医療費拠出金の給付に要する費用	68,508	68,508	40,615		0
4 保険事業に要する費用	1,036,528	986,698	906,035		49,830
5 その他の事業に要する費用	19,353	19,353	18,607		0
(1) 審査手数料	68,000	68,000	48,407		0
(2) 任意給付費	892,844	892,844	822,050		0
(3) 共同事業拠出金	6,501	6,501	16,971		0
(4) 償還金等	49,830	35	1,488		0
(5) 前年度繰上充用金	35	35	1,488		0
6 基金積立金(繰越金)	0	0	0		0
(1) 基金積立金	15,000	15,000	0		0
7 予備費	6,482,173	6,545,092	6,214,168		-62,919
合 計	15,000	6,545,092	6,214,168		-62,919

平成21年度料率算定時	平成20年度決算見込	対前年度増減率
賦課総額 千円 (支出)	6,482,173	91%
収入	4,691,915	91%
賦課総額 千円 (支出) ÷ 収入	6,482,173 ÷ 4,691,915	91%

平成21年度 料率の算定(条例第13条 医療保険分) 収納率91%による料率算定
 被保険者数, 世帯数は, 平成21年4月1日現在

1	賦課総額				1,709,043 千円	
2	賦課割合	854,522 千円	50%	応能割	854,522 千円	50%
3	賦課額	854,522 千円	50%	所得割	598,165 千円	35%
4	一般被保険者数, 世帯数(賦課期日現在)	*****			21,952 人	256,356 千円
5	賦課対象世帯数	*****				13,168 世帯
6	1人, 1世帯当たり賦課額 (3/4)	*****			27,249 円	12,449 世帯
						20,593 円

7	予定料率による賦課状況			(差)	-9 円	47 円
8	予定料率	5.2 %			27,240 円	20,640 円
9	予定料率による賦課総額 基準総所得 賦課割合	849,645 千円 49.85 %			1,704,565 千円 597,972 千円 35.08 %	256,947 千円 15.07 %
10	軽減額				157,900 千円	50,947 千円
11	調定額	849,645 千円			106,953 千円	206,000 千円
		54.93 %			1,546,665 千円	13.32 %
	実質賦課割合				491,019 千円	
					31.75 %	

12	前年度の料率	5.1 %			27,360 円	19,680 円
13	引き上げ率・額	0.1 %			-120 円	960 円

調定額

21年度予定	1人当たり	70,457 円	一般世帯1世帯当たり
20年度当初賦課		70,337 円	117,456 円
対前年度 引き上げ		120 円	117,847 円
		0.17 %	-391 円
			-0.33 %

平成21年度 後期高齢者支援金等賦課総額の算定 (条例第13条の6の2)

単位 千円

項目	金額	当初予算
第1号 支出予定額		
後期高齢者支援金等の納付に要する費用の額		
平成21年度概算納付金の見込額	1,008,076 千円 ((A)-(B))	1,016,919
(A) 平成21年度概算給付費納付金額	1,008,076 円	1,016,919
(B) 平成19年度概算納付金精算額	0 円	
第2号 収入予定額		
(1) 療養給付費等負担金	342,745,000 円	411,713
(2) 基盤安定保険者支援分	8,702,460 円	325,200
(3) 調整交付金	500,000 円	8,918
(4) 都道府県調整交付金	60,000,000 円	66,953
(5) 退職被保険者等に係る後期支援金相当額	60,700,000 円	
(6) 一般会計繰入金	142,000 円	142
(7) その他の他国保事業に要する収入	0 円	0
(8) 過年度分保険料収入	25,000,000 円	10,500

平成21年度賦課総額 (料率算定時)			
賦課総額	千円	支出予定	収入予定
	560,754	1,008,076	497,789
当初予算時	665,061	1,016,919	411,713
			0.91

平成21年度 料率の算定(条例第13条の6の2 後期高齢者支援金等分) 収納率91%による料率算定
 被保険者数,世帯数は,平成21年4月1日現在 2009/8/3

1	賦課総額		560,754 千円		
2	賦課割合	50%	280,377 千円	50%	280,377 千円
3	賦課額	50%	280,377 千円	35%	84,113 千円
4	一般被保険者数,世帯数(賦課期日現在)		196,264 千円	世帯別平等割	13,168 世帯
5	賦課対象世帯数		21,952 人		12,449 世帯
6	1人,1世帯当たり賦課額 (3/4)		8,941 円		6,757 円

予定料率による賦課状況 (差)					
7	予定料率	1.9 %	59 円	-37 円	6,720 円
8	予定料率による賦課総額 基準総所得 賦課割合	274,465 千円 49.39 %	9,000 円 555,690 千円 197,568 千円		83,657 千円 15.05 %
9	軽減額		53,386 千円		17,090 千円
10	調定額 (7-8)		36,296 千円 502,304 千円		66,567 千円
11	実質賦課割合	54.64 %	161,272 千円	32.11 %	13.25 %

12	前年度の料率	1.6 %	8,040 円		5,760 円
13	引き上げ率・額 (6-12)	0.3 %	960 円		960 円

調定額

21年度予定	1人当たり	22,882 円	一般世帯1世帯当たり	38,146 円
20年度当初賦課		20,466 円		34,289 円
対前年度 引き上げ		2,416 円 11.80 %		3,857 円 11.25 %

平成21年度介護納付金賦課総額の算定 (条例第13条の7)

単位 千円

項目	金額	当初予算
第1号 支出予定額		
介護納付金の納付に要する費用の額		
平成21年度概算介護給付費納付金の見込額	393,586 千円 ((A)-(B))	395,000
(A) 平成21年度概算介護給付費納付金額	441,813,078 円	
(B) 平成19年度概算介護給付費納付金精算額	48,227,418 円	
第2号 収入予定額	206,801	186,028
(1) 療養給付費等負担金	133,819,000 円	120,870
(2) 基盤安定保険者支援分	3,991,570 円	3,467
(3) 調整交付金	29,106,000 円	29,106
(4) 都道府県調整交付金	24,885,000 円	24,885
(5) その他国保事業に要する収入	0 円	0
(6) 過年度分保険料収入	15,000,000 円	7,700

平成21年度賦課総額 (料率算定時)			
賦課総額	千円	支出予定	収入予定
212,255	= (393,586	206,801)
			÷
			0.88
当初予算時			
237,468	= (395,000	186,028)
			÷
			0.88

平成21年度 料率の算定(条例第13条の10) 料率88%による料率算定
 介護保険分 被保険者数、世帯数は、平成21年4月1日現在

1	賦課総額		212,255 千円		
2	賦課割合	応能割合	106,128 千円	応益割合	50%
3	賦課額	所得割合	106,128 千円	被保険者均等割合	35%
4	一般被保険者数、世帯数(賦課期日現在)		74,289 千円	世帯別平等割合	15%
5	1人、1世帯当たり賦課額 (3/4)		8,014 人		31,838 千円
			9,270 円		6,499 世帯
					4,899 円

予定料率による賦課状況

6	予定料率	(差)	90 円	21 円
7	予定料率による賦課総額 基準総所得 賦課割合	1.7 %	9,360 円	4,920 円
8	軽減額		210,579 千円	
9	調定額 (7-8)		75,011 千円	31,975 千円
10	実質賦課割合		35.62 %	15.18 %
			20,045 千円	
			13,708 千円	6,337 千円
			190,534 千円	
			61,303 千円	25,638 千円
			32.17 %	13.46 %

11	前年度の料率	1.7 %	8,880 円	4,800 円
12	引き上げ率・額 (6-12)	0.0 %	480 円	120 円

調定額

21年度予定	1人当たり	1世帯当たり
20年度当初賦課	23,775 円	29,317 円
対前年度	23,690 円	29,877 円
引き上げ	85 円	-560 円
	0.36 %	-1.87 %

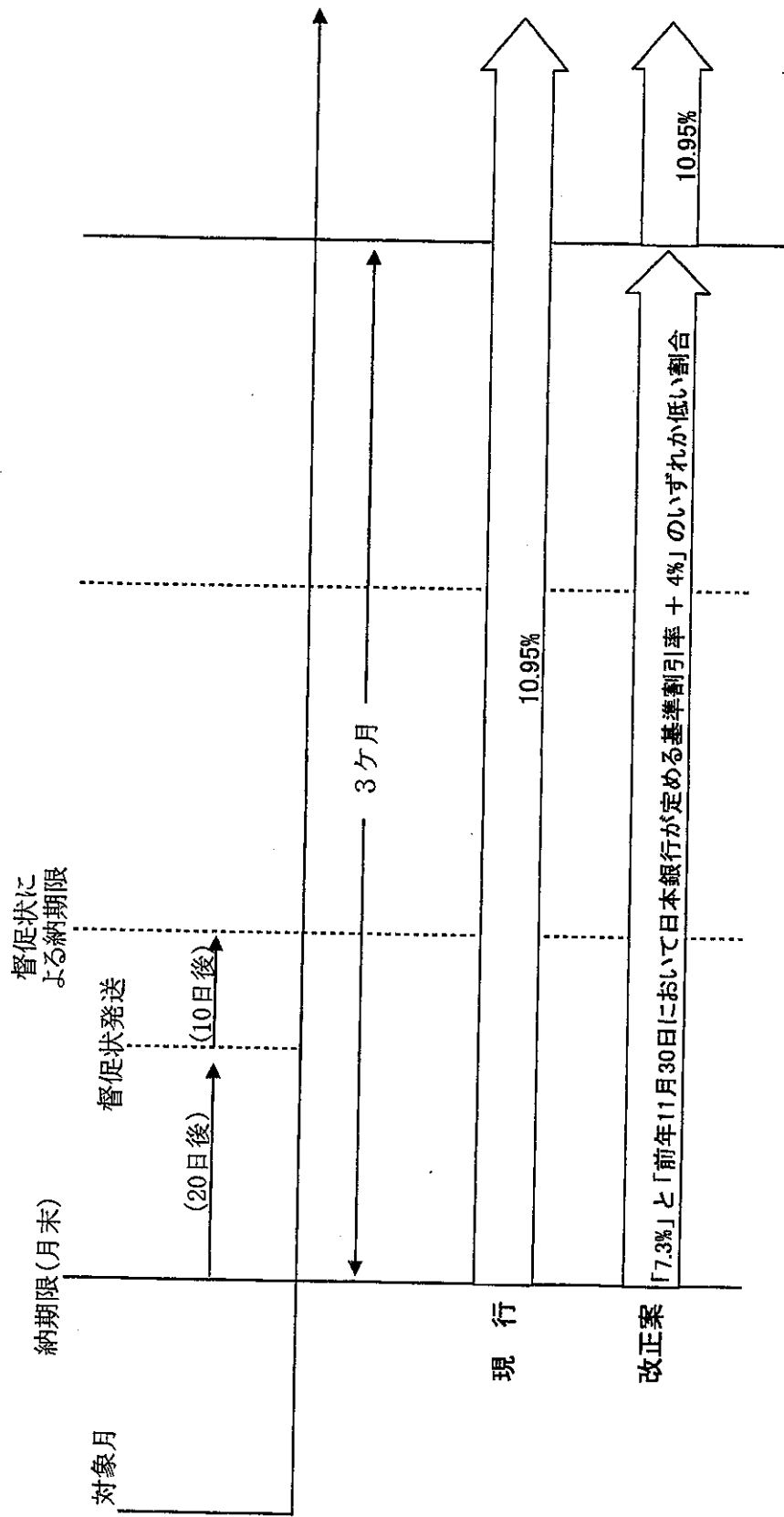
その他

芦屋市国民健康保険運営協議会委員名簿

平成21年7月1日現在

	フリガナ 氏名	勤務先(出身団体)及び役職	備考
被保険者 代 表	タケダ ムツ三 武田 雄三	弁護士	
	ノボタ コ子 信田 式子	民生児童委員	
	ハヤシ ムツ子 林 睦子	主婦	
	フジタ ショ子 藤田 芳子	自営業(藤田青果店)	
医療機関 代 表	オオモリ 伸宏 大森 伸宏	芦屋市医師会 理事	大森医院 院長
	スズキ 紀元 鈴木 紀元	芦屋市医師会 会長	鈴木小児科 院長
	ニシノ 睦美 仁科 睦美	芦屋市薬剤師会 会長	芦神薬局代表
	タケラ 多田羅 猛 多田羅 猛	芦屋市歯科医師会 会長	多田羅歯科 院長
公益代表	いとう まい	芦屋市議会民生文教常任委員長	
	ツツキ ショウソウ 都筑 省三	芦屋市議会 議長	
	サトウ シル 佐藤 稔	芦屋ハートフル福祉公社 理事長	
	ヘイマ タダオ 平馬 忠雄	前兵庫県国民健康保険団体連合会専務理事	
被 用 者 保 険 代 表	キシモト ユカ 岸本 豊	コープこうべ健康保険組合常務理事	
	イノウエ ユウシ 井上 裕士	社会保険職員共済組合兵庫支部 出納役	

国民健康保険の延滞金改正案



延滞金の収入額(決算額)

平成20年度	8,929,612円
平成19年度	13,446,214円
平成18年度	14,350,476円
※21年度予算額	13,000,000円

※ 芦屋市国民健康保険条例

(運営協議会の委員の定数)

第2条 国民健康保険運営協議会の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 被保険者を代表する委員 4人
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 4人
- (3) 公益を代表する委員 4人
- (4) 被用者保険等保険者を代表する委員 2人

※ 芦屋市国民健康保険条例施行規則

第2章 運営協議会

(協議事項)

第2条 国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)は、市長の諮問に応じて次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 療養の給付に係る一部負担金の割合
- (2) 保険料の料率
- (3) 保険給付の種類及び内容
- (4) 前各号に定めるもののほか、市長が国民健康保険事業の運営上重要と認める事項
(委員の委嘱及び辞任)

第3条 協議会の委員(以下「委員」という。)は、市長が委嘱する。

2 委員が辞任しようとするときは、理由を添えて市長に届け出なければならない。

(会長)

第4条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

(招集)

第5条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委員委嘱後の最初の協議会は、市長が招集する。

(定足数)

第6条 協議会は、条例第2条各号の委員の定数の2分の1以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。

(表決)

第7条 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(資料の提出)

第8条 協議会は、審議に必要な資料の提出を市長に要求することができる。

(報告)

第9条 会長は、協議会の審議の結果を市長に報告しなければならない。

※ 芦屋市情報公開条例

(会議の公開)

第19条 実施機関に置く附属機関及びこれに類するものは、その会議(法令、他の条例又は規則の規定により公開することができないとされている会議を除く。)を公開するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合であつて当該会議で出席者の3分の2以上の多数により非公開を決定したときは、この限りでない。

- (1) 非公開情報が含まれる事項について審議、審査、調査等を行う会議を開催する場合
- (2) 会議を公開することにより、当該会議の構成又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

※ 国民健康保険法

(国民健康保険運営協議会)

第11条 国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するため、市町村に国民健康保険運営協議会を置く。

- 2 前項に規定するもののほか、国民健康保険運営協議会に関して必要な事項は、政令で定める。

※ 国民健康保険法施行令

(国民健康保険運営協議会の組織)

第3条 国民健康保険運営協議会(第5条第1項及び附則第1条の2において「協議会」という。)は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。

- 2 委員の定数は、条例で定める。

(委員の任期)

第4条

委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に、会長1人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

- 2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。